



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 電気興業株式会社
代表者名 代表取締役社長 松澤 幹夫
(コード番号 6706 東証第一部)
問合せ先 代表取締役専務執行役員 笠井 克昭
(TEL. 03 - 3216 - 1671)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 91 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、これらはいずれも本定時株主総会において株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が生じることといたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は、かかる趣旨を尊重し、本年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました（以下「本単元株式数の変更」といいます。）。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記 2. の株式併合に関する議案が可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記 1. に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を勘案して、当社

株式について 5 株を 1 株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。なお、本単元株式数の変更及び本株式併合に伴い、当社株式の投資単位は従前に比べて 2 分の 1 の水準となります。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	70,424,226 株
株式併合により減少する株式数	56,339,381 株
株式併合後の発行済株式総数	14,084,845 株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主数	7,960 名 (100.00%)	70,424,226 株 (100.00%)
5 株未満	416 名 (5.23%)	721 株 (0.00%)
5 株以上	7,544 名 (94.77%)	70,423,505 株 (100.00%)

(注) 上記の株主構成を前提として本株式併合を行った場合、5 株未満の株式を所有されている株主様 416 名（その所有株式数の合計は 721 株）が、株主としての地位を失うこととなります。

なお、本株式併合の効力発生日までは、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、

本株式併合の割合に応じて、発行可能株式総数を減少いたします。

併合前の発行可能株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	280,000,000 株
併合後の発行可能株式総数	56,000,000 株

（6）併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記「2. 株式併合」に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。なお、本定款の一部変更は、会社法の規定に基づき株主総会の決議によらず行うものです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第 1 条～第 5 条（条文省略）	第 1 条～第 5 条（現行どおり）
第 6 条（発行可能株式総数）当社の発行可能株式総数は、 <u>2 億 8,000 万株</u> とする。	第 6 条（発行可能株式総数）当社の発行可能株式総数は、 <u>5,600 万株</u> とする。
第 7 条（条文省略）	第 7 条（現行どおり）
第 8 条（単元株式数）当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	第 8 条（単元株式数）当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
第 9 条～第 40 条（条文省略）	第 9 条～第 40 条（現行どおり）

4. 日程

①取締役会決議日	平成 29 年 5 月 12 日
②定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 29 日（予定）
③100 株単位での売買開始日	平成 29 年 9 月 27 日（予定）
④単元株式数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）
⑤株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）
⑥発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）
⑦端数株式の処分代金のお支払い	平成 29 年 12 月上旬（予定）

（注）上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 29 年 9 月 27 日です。

以 上

添付資料：（ご参考）単元株式数の変更及び株式併合に関する Q&A

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合に関する Q&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式にすることです。今回、当社では 5 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

併せて、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された所有株式数に 5 分の 1 を乗じた数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、所有株式数及び議決権は次のとおりになります。

例	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権個数	所有株式数	議決権個数	端数株式
1	5,000 株	5 個	1,000 株	10 個	なし
2	2,052 株	2 個	410 株	4 個	0.4 株
3	1,000 株	1 個	200 株	2 個	なし
4	329 株	なし	65 株	なし	0.8 株
5	3 株	なし	なし	なし	0.6 株

・株式併合の結果、1 株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じ

た場合（上記例 2、4、5 のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。端数株式相当分の処分代金は、平成 29 年 12 月頃にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前の所有株式数が 5 株未満の株主様（上記例 5 のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」の手続きをご利用いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合の前後で会社の資産や資本の変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはございません。ご所有株式数は併合前の 5 分の 1 となりますが、逆に、1 株当たりの純資産額は併合前の 5 倍となるためです。

また、株価につきましても、理論上は、併合前の 5 倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金はどのようなのでしょうか。

A 6. ご所有株式数は 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合（5 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 株式併合により単元未満株式が生じるのですが、株式併合後も、単元未満株式の買取りや買増し制度を利用できますか。

A 7. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取り制度または買増し制度をご利用いただけます。

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 8. 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

同連絡先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝祭日を除く）